

岩手県選挙管理委員会規程第1号

岩手県選挙管理委員会事務局出張所規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

岩手県選挙管理委員会事務局出張所規程の一部を改正する規程

岩手県選挙管理委員会事務局出張所規程（昭和55年岩手県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	(事務処理の代決及び専決) 第4条 [略] 2～5 [略] 6 副所長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(6) [略] (7) <u>個人情報</u> の開示、訂正及び利用停止の決定に関する こと。 (8) [略] 7 [略]	(事務処理の代決及び専決) 第4条 [略] 2～5 [略] 6 副所長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(6) [略] (7) <u>保有個人情報</u> の開示、訂正及び利用停止の決定並び <u>に死者に関する情報の開示及び訂正の決定</u> に関する こと。 (8) [略] 7 [略]
2	(名称、位置及び所管区域) 第1条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、県議会議員選挙及びこれと同 時に行う県知事の選挙に関しては、下閉伊郡普代村は宮古 出張所、 <u>九戸郡軽米町及び九戸村は久慈出張所</u> の所管区域 とする。	(名称、位置及び所管区域) 第1条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、県議会議員選挙及びこれと同 時に行う県知事の選挙に関しては、下閉伊郡普代村は、 <u>宮 古出張所</u> の所管区域とする。
備考	改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、次の県議会議員の一般選挙から施行する。